県外産業廃棄物の搬入の事前協議（第 12 条から第 16 条）

県外から産業廃棄物を搬入する場合の事前協議、違反に対する勧告公表の措置

県内への搬入前（第 12 条）

県外事業者

事前協議書提出

搬入の 30 日以上前

県との事前協議を実施

30 日以内

通知書受領

搬入開始へ

県内処分業者に写しを交付

県

搬入計画の内容の審査

（審査事項）
・処理内容の法令への適合性
・処理施設の適格性　等

必要に応じ、搬入計画の変更等を指導

通知書発出

県内処分業者（第 14 条）

・県外事業者から通知書（写し）を入手して事前協議の実施状況を確認

県内への搬入開始

県内への搬入後

県外事業者

○協議した内容を変更する場合（第 13 条）
変更協議書の提出、県との再協議

○搬入実績の県への報告（第 15 条）

県（第 16 条）

事前協議を実施せずに搬入

県外産業廃棄物の搬入により生活環境保全上の支障が発生

県外事業者に対し必要な措置の実施を勧告

不実施

公表

参考　産業廃棄物の処理状況の報告（第 17 条）

県内処分業者　処理実績の県への報告